

## 修学旅行・集団宿泊教室等の実施について

指導課

## 1 修学旅行について

令和3年1月14日に発令された熊本県独自の緊急事態宣言が令和3年2月21日まで延長されることとなりました。つきましては、小中学校の修学旅行・集団宿泊教室等の実施については、県下における直近の感染状況を踏まえ、以下のとおり対応願います。

## (1) 旅行先を県内で計画している場合

① 感染防止対策を講じながら実施してもよいこと。

## (2) 旅行先に緊急事態宣言が出されている場合

① 実施時期（来年度も含む）、旅行先（県内等）及び日程（日帰りも含む）等、各学校において代替案を検討すること。

② 実施困難な場合は、中止してもよいこと。

## (3) 旅行先に緊急事態宣言が出されていない場合

① 緊急事態宣言が発令されていないことを確認し、保護者の理解を得た上で、感染防止対策を講じながら実施してよいこと。

② 実施困難な場合は、中止してもよいこと。

## 2 集団宿泊教室について

令和2年1月15日付けの通知により、集団宿泊教室については、普段の学校生活を共にする児童・教職員での活動であること、国立、県立の施設においては、同時に他の利用者との接触がないことから、緊急事態宣言発令中でも実施できることとしています。

なお、実施困難な場合は、延期（6年生での実施を含む）、日程変更（日帰りを含む）、中止の対応をお願いします。

## 3 見学旅行について

見学旅行についても、集団宿泊教室同様に普段の学校生活を共にする児童・教職員での活動であることから、見学先において感染防止対策が講じられているか確認し、実施してもよいこととします。